資料提供

令和6年2月6日課名:産業廃棄物対策課

担当:河村 内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である村上 恭子に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を 取り消した。

(処分機関:広島県東部厚生環境事務所)

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者(住所)	がらかみ きょうこ 村上 恭子 (広島県三原市宮浦四丁目 3 番 19 号プレジールKB-101 号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号:第 03416146679 号 許可年月日:平成 30 年 12 月 25 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和6年2月6日
処分理由	被処分者は、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する者に該当するため。
備考	被処分者は個人事業主であるため、個人情報保護の観点から、処分理由 の詳細については公表しない。